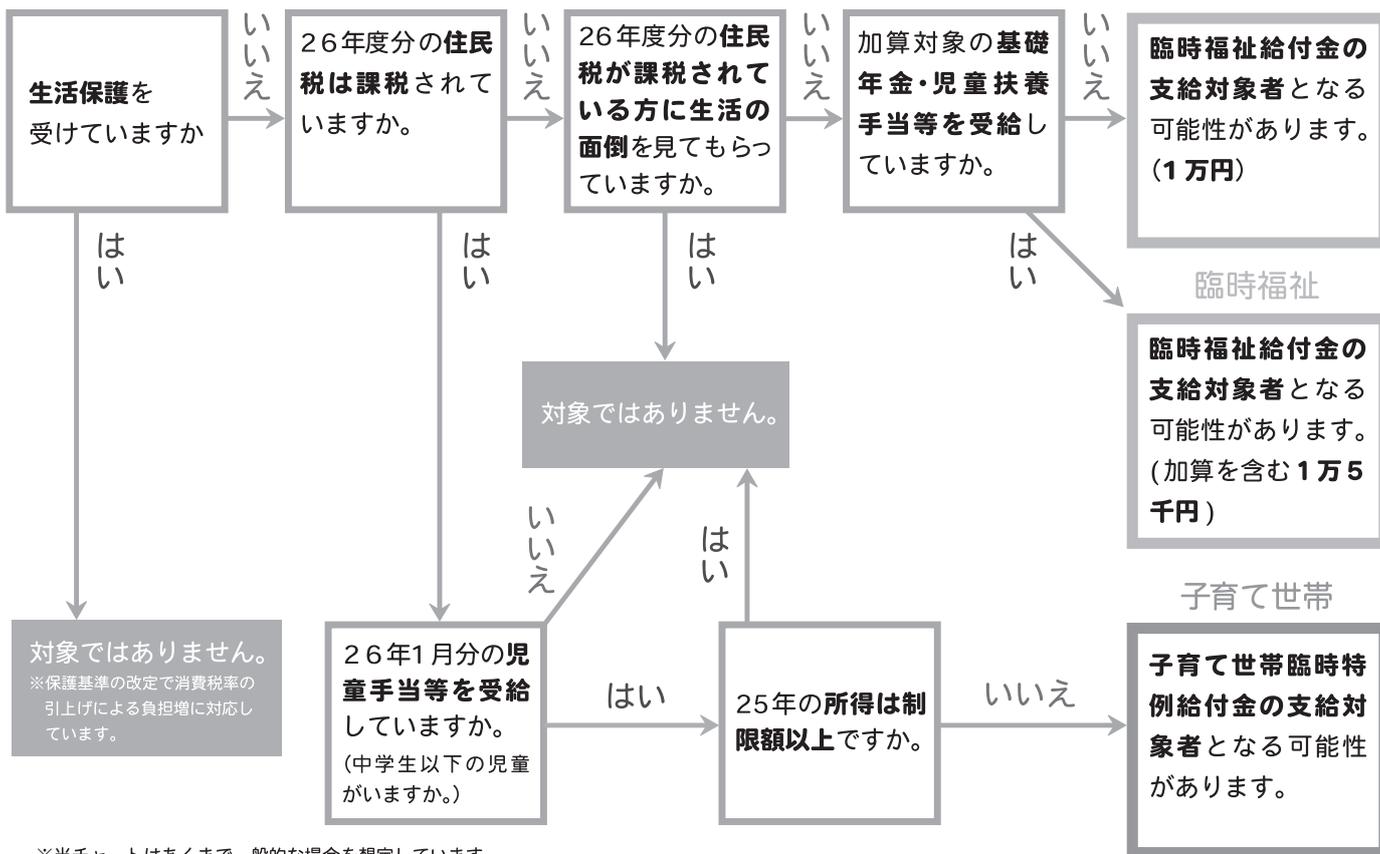


# 対象者診断チャート

基準日は平成 26 年 1 月 1 日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

## 給付スケジュール

申請書類	申請場所	給付金振込	申請受付期間	対象者	申請書送付	申請書送付	
・ 申請書 ・ 町民税務課からの通知 ・ 通帳の写し ・ 本人確認書類 (運転免許証等) ・ 町外の方が扶養されている場合、その方の非課税証明書 ・ 加算関係書類 ※詳しくは、申請書裏面を確認してください。	健康福祉課⑤窓口	・ 8月から振込開始 (口座振替) ・ 月15日締め翌月15日支払 ・ 月30日締め翌月30日支払	7月1日(火)～9月30日(火)	※申請書が送付されない方は、支給要件を外れた方となります。	支給要件該当者のみ	6月中	臨時福祉給付金  子育て世帯臨時特例給付金
・ 申請書 ・ 申請者の本人確認書類 (運転免許証等) ・ 通帳の写し ※児童手当の支給口座以外へ振込みを希望される場合のみ 【公務員の方】 ・ 申請書 ・ 公務員児童手当 (特例給付) 受給状況証明書 ・ 通帳の写し							

未申告の方については、申告のご案内と同封して申請書を送付いたします。  
 ※申告されていないと給付対象に該当するか判断できませんので申告をお願いいたします。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G ☎(84)00006 (直通)